

平成30年12月26日

報道各位

新潟市議会事務局議事課

新潟市手話言語条例（素案）の パブリックコメント実施について（お知らせ）

市民の皆さまを対象に新潟市手話言語条例（素案）について、案の趣旨、内容等を市民の皆さまに公表し、お寄せいただいた意見を考慮して決定するため、多くのご意見を募っておりますので、広報活動にご協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 条例（素案）名
新潟市手話言語条例（素案）
- 2 内容
手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、総合的かつ計画的な施策を推進し、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を構築し、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例（素案）を市民の皆さまに公表し、ご意見をいただきます。
- 3 意見募集期間
平成30年12月27日（木曜）～平成31年1月28日（月曜）
- 4 条例（素案）の閲覧・配布
市議会ホームページ（http://www.city.niigata.lg.jp/shigikai/index_kaikaku/syuwa.html）
議会事務局議事課、市政情報室、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）
- 5 ご意見の提出方法
意見書用紙は、市議会ホームページおよび条例（素案）の閲覧・配布場所で配布しています。郵送・FAX・電子メール・直接持参（条例（素案）の閲覧・配布場所）のいずれかでご提出ください。
- 6 問い合わせ
議会事務局 議事課 担当 小柳・佐竹
電話：025-226-3397（直通）